などを見ながら、これからこういうふうにやっていきたいのだということを、そういうようなことにつきまして、農業者の御意見等も聞いて、他市の状況はこうですよと、こういうようなのもありますということで相談しながら、生産緑地にするという人についてはそういう懇談会と言いますか、そういうようなことで農業委員会などを通じてＰＲなどをしていったらどうかと、こういうように思っているところでございます。

次に、三鷹市の自転車の例がありまして、それに福生市はどうなのかということでございますが、確かに三鷹市ではリサイクルでやっておるというふうに聞いておりますが、私の方ですぐ三鷹市と同じようにできるのかというのは、いわゆる保管場所やいろいろな法的見解もこれから勉強しなければいけません。そんなようなことで、今のところまだ条例等もつくっておりませんし、また、そういう保管の体制ですか、そういうのができていませんので、今後、施設の充実とともに検討の課題になるのではないかというふうに思っておるところでございます。

それから次に、リサイクルのことにつきまして、例えば良品でありますけれども、交換をするところの場所をつくったらどうかというような御提案だろうと思うのです。したがって、そういうもののことで、ここにはこういうものがありますよ。こういう不用品で交換してもいいですよというふうな問題の提案だろうと思いますので、ストックヤードなどを求めまして、今後不用品の交換についてもできるだけ積極的に進めていきたいと、こういうように思っております。それがごみ減量になるのではないかと思っております。以上です。

○教育次長（矢崎茂夫君）　アトピーの問題でございますけれども、保護者の申し出によりまして弁当を持参している児童が現在、小学校に二名おりますけれども、そのクラスにおいては担任の先生が全員によくその事情をお話して、いじめとかそういったものがないように十分指導、配慮しているようでございます。

それから、間もなく、また四月になりますと新たに新入学児童が入って来るわけですけれども、万一そのような方がいた場合については、絶対いじめ等のそういった問題がないように、校長先生を通しまして校内全体、あるいは担任の先生にも十分指導していきたいというふうに考えております。

それから、中学校の問題でございますけれども、現在まだ実施ということでございませんで、答申が出た段階でございますので、その方向性が決まりましたら、またそういった面での配慮をしていきたいと思います。

それから、就学時健康診断の際にアトピー性皮膚炎と診断された子供に対しての指導ということでございますけれども、この場合については、保護者に対しまして医師による指導といったことを十分しております。たまたま平成四年度の就学時健診では三十一名の者がアトピーというふうに診断されているようでございますが、保護者に対して十分に市の方から指導しているということでございます。また、既に入学している児童・生徒につきましては、毎年定期健康診断において発生されるとき、そのような場合があったときにはその都度治療等についての指導を学校から保護者に対して行っているのが実情でございます。以上、御答弁といたします。

○二番（田村正秋君）　では、要望させていただきたいのですけれども、三月の二十七日の時点で生産緑地にするか宅地並み課税にするかということで、本当に三分の一がすべて三分の一になるかということははっきりわからないわけです。これも都市部の農家、全体的な問題なのですが、ほかの町のアンケートとか、あるいは話を聞きますと、三鷹では七割以上を生産緑地で残そうとか、あるいは練馬の方ではもっと一生懸命農業をやるのだというふうな、あるいは二十六市なんかでもかなり強力にやるのだということがあるのですが、福生市はやはりどうしても耕地面積が少なかったり、いろいろと都市化の影響で、高齢化の問題であるとか、あるいは相続の問題であるとか、それから三十年登録してしまうと絶対に変えられないというふうな問題もあるということでなかなか厳しいと思うのです。ですから、逆に数が少なくなればなったほど農業に対して守られると言うか、農業に対しての大切さというものが感じられるのではないかなと思います。

それと、やはり緑の問題に関しましても、環境問題でいろいろな現代病であるとか、そういったものも一つの要因ではないかなというふうに思っています。ですから、これからの予算の中でもやはり都市農業についての生産緑地を選んだ方々については守っていただけるような、そういった一つの施策、それと、

これは耕作者のやる気の問題ですから、なかなか難しいのですけれども、市民とのネットワークづくりの中で、健康まつりであるとか、さまざまなイベントの中でそういった問題が取り組めるのではないかなというふうに思いますから、その辺もぜひよろしくお願いしたいします。

次に、アトピー性の問題なんですが、最初に学校給食の中ではどうかというふうな問題だったのですけれども、これもほかの町なんかでもこの問題についてもかなり論議されているのですが、やはり一番金銭的に安く、あるいはよく知っているのはやはり家庭のお母さん方で、一つ食べ物を食べさせてそれによってその反応を見ながらお弁当つくっていけば一番確かなわけですから、そのお弁当のあり方もやはりちゃんと、今、次長に答弁していただいたように、それを持って来たことによっていじめの対象とならないような、そういった制度もお願いします。

それと、やはりこれから健康の管理という時点で、健康まつりとか、あるいはいろいろな市の行事の中でアトピー性の問題、あるいはアレルギーの問題も環境問題も含めて、アレルギー性鼻炎も含めてこれからの一つの課題としていただきたい、それと定期的にそういった勉強会なども市の方で開いていただければなというふうに思っております。

それと、次にごみ問題なんですが、毎回この問題はいろいろな議員さんからお話があるのですが、私もこの間ずっとごみ問題を質問しているのですが、本当に以前はごみを燃やしてその余熱利用で温水プールができないかとか、あるいはガレージセールの問題、あるいはフリーマーケットの問題、粗大ごみの展示の問題であるとか、ほかの町は実際に、町田市なんかもやっているわけですね。ですから、ほかの町がやっていてうちの町だけができないということはないと思うのです。少しでもごみを減らせる、あるいはリサイクルできるような体系というものをお願いしたいなと思うのですが、これもまた三月三日の新聞なんですが、都議会で自民党さんがリサイクル都市宣言などというふうなことで、ぜひ検討していただきたいというふうな要望も出しております。それと、ほかの会派の方なんかでも同じなんですね。やはり公明党さんもリサイクルの問題、みんなそれぞれ同じような観点でごみ問題を国会、あるいは都議会、あるいは市議会としてもやはり同じような問題を感じているわけです。ぜひこれからの施策の中でリサイクルに

関して取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（赤星行人君）　次に、十七番井上寅吉君。

○十七番（井上寅吉君）　（十七番　井上寅吉君登壇）

それでは、御指名をいただきましたので、さきに通告申し上げてある順序に従いまして四点ばかり質問をさせていただきます。大変お疲れのところを恐縮ですけれども、私が最後でございますので、しばらく御辛抱をいただきたいと思います。

まず、第一点目の加美地区の雨水排水についてお尋ねをいたします。この件につきましては前にも何回か質問をいたしましたが、昨年、第四小学校の前の市道一一九四号線が工事その他のために後の修繕がまちまちで、大変でこぼこがひどいということで、多くの市民の皆さんから早急に何とかしてほしいという要望がございましたので、土木課の方にお願いに行きましたところ、平成四年度の予算で何とかしていただけるということでございましたが、ご存じのようにあの道路は新旧の奥多摩街道を結ぶ道路でありまして、全長が大体四百メートルぐらいですか、あの辺は特に雨水排水の問題の非常に多いところでありますので、その工事の内容につきまして、わかる範囲内で結構でございますので御答弁を願いたいと思います。

それともう一ヵ所、わかぎり通りが法務局通りに突き当たるT字路がございますが、あのちょっと手前に一二四三番地から一二一一番地の奥多摩街道に通じる道路でありますが、わかぎり通りから比べますと一メートル以上低く、坂道になっておりまして、その先の一二一〇番地あたりからまた少し上がっているような状態で、そういったことから、ちょっとした雨でもその低みと言いますか、そこに道路の水が溜まって歩けなくなるような状態が多く起こるわけでございます。それで、地域の人たちはそういった場合には両橋の畑が道路より高くなっておりますので、その畑を歩かせていただいているというようなことを言っておりました。そこで、何年か前に要望いたしまして、市の方で吸込槽、浸透槽と言うんですか、こ

れを掘っていただいたのでありますけれども、先ほど申し上げましたように、両端の畑の方が高いものですから、ちょっとした雨でも雨水と一緒に畑の土までが吸込槽の中に一緒に流れ込んでしまいまして、すぐに目詰まりして元の木阿弥と言いますか、そういうような形になってしまって、なかなか吸い込まないといったようなことが現状でございます。そこで、あの地域の皆さん方は、あの低い道路に盛土をいたしまして、幾らか高くして、少なくとも両端の畑の方に逆に道路から水が流れるようにしたらどうか、そのような形でお願いしたいというふうに言われましたので、私も先だって現場を見てまいりました。私もなるほどそれが一番かなというふうな感じがしたわけでありますけれども、それ以上にいいお考えがあればなお結構ですけれども、その辺のところを理事者の方はどんなふうにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、二点目の屋外体育施設についてお尋ねいたします。まず、市営野球場についてお尋ねいたしますが、この問題につきましては、過去にやはり何回か質問をいたしておりますが、最後に質問してからもう三、四年は経っていると思います。野球場の北側のフェンスと言いますか、柵と言いますか、あの件なんですが、毎年七月ごろに全国高等学校野球大会の地区予選が牛浜球場で行われるわけであります。ご存じのとおり、いつもながらあの通りは、もちろん柵の外側なんですけれども、大勢の人たちが金網越しに見物をしているわけです。自転車を止めてその自転車の上で観戦している人。また、家から椅子を持ってきて、椅子にどっかり腰を下ろして観戦している人と、いろいろな方々がずらりと並んでおるわけでございます。前回のこの質問のあとに一時パトカーを警察の方で派遣してくれまして、二名の警察官が一日じゅう付きっ切りでいてくれましたけれども、そして交通整理等も行ってくれていたことがあったんですけれども、昨年あたりからそういったこともまたなくなりまして、以前と同じような形になってきてしまっているわけです。

そこで、あの道路沿いに住まいをしている方たちは、自分の屋敷から公道に出るわけですが、一々見物をしている人たちに頭を下げて「すみません、私、車を出したいんですけれども、少しどけていただけますか」というふうなお願いをして出て行くような現状になっているわけです。そこで、前回同じ質問をした

ところ、理事者の方であそこへ何とか木でも植えて、それで外から見えなくなるようにしていきたい、そんなふうな答弁がなされたわけであります。そのときに私は考えたんですけれども、あそこは内側に樹木を植えましても、大きな桜の木の根本でございまして、日陰で木も育たないのではなかろうかと、そこでいろいろと検討をさせていただきたい、そんなふうなことを言われたのであります。あれから三年、四年経っているわけですけれども、未だに何も施されていないわけでございます。そこで、立つより返事という言葉がありますけれども、そんなようなぐあいで、適当に答弁しておけばあとは何とかなるだろうというような答弁のされ方ではまことに困るわけでございますので、その辺のところを理事者はどうお考えになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、市営球場についてお尋ねをいたしますが、この使用につきましてですが、私もあの競技場はいろいろな面で使わせていただいておりますが、冬になりますとご存じのように霜柱が立ち、日中になってその霜柱が解けてまいりますとぐちゃぐちゃになってしまうわけですね。そこで霜柱が立つころにはほかの公園を借りてしのいで、いささかでも遠慮しながら協力をしているようなぐあいなんですけれども、サッカーですとか、そのほかの競技におきましては雨であろうが許可を取った日には必ず試合が行われているようですが、あとの手入れが大変なんですね。借りた方は試合が終わってしまえばすぐに帰ってしまう、競技場に働いている高齢者の方々、管理人と言いますか、そういった方たちがやるわけですけれども、そのちもそれを目のあたりに見まして、本当に御苦労さまだと頭が下がります。お礼を申し上げたいと思います。

そこで、使用の許可を出す方々に一言申し上げたいのですけれども、貸す前にはよくコンディション等を調べて許可すべきであるか、また時と場合によってはないかと思うのですけれども、一旦許可を出した以上、どんなような場合でも取り消しというものはできないようになっているのかどうか、その点もお伺いをいたしたいと思います。

また、一つにはスポーツ以外の行事にも貸すようなことがあるようですが、いかなる行事にも許可を出

すのかどうか。つい先ほどもドッグショーなども行われたようでございますけれども、一旦許可を出しますと、そういった方々に許可をして貸し与えた場合に、その点はどうなっているのか。聞くところによりますとドッグショーの主催者は福生の住人ではないようですが、その点はどうなっているのか。聞くところによりますと方々から要請があった場合には断るわけにはいかないと思うのですが、その点はどうなっています。まして、市民税を払っている福生の住民の対応についてはこれからどうするのか、どんなふうに考えているのか、御答弁をいただきたいと存じます。

次に、樹木の管理につきまして、特に福生市の十名所の一つに数えられたばかりでございます多摩川堤の睦橋から柳山にかけての桜並木の桜の剪定についてお尋ねいたします。先ごろ全員協議会の席で吉沢議員からも質問がありまして、そのときには地域の住民の皆さんから邪魔だから切ってほしいという要望があったので切ったとの答弁があったと思いますが、何か桜並木の沿線に住まいされている人たちの中でも、ごくほんの一部の人たちの要望であったように聞いておりますけれども、その点はどうなのか。

また、それらの方々もあれほどひどい切り方をするとは思っても見なかったようだと、そういうふうに言われております。私も睦橋からやなぎ山公園まで歩いて見て来ましたが、それはそれは聞きしにまさるひどさでした。小枝を落とされた太い枝が道路に向かって突き出している、そんな形が多かったのですけれども、特にひどかったのは、幹そのものが道路の方へ向かってこうはえているわけですね。その幹を根本から、道路から三メートルぐらい上がったところからばっさり切ってあるわけです。そして、上に向かっている枝と多摩川の方に向かっている枝が辛うじて何本か残されていたと、そんなような木もありました。

草花のようにことし切ってしまっても来年また一人前にまた芽を出して花を咲かせるというふうなわけにはいかないものですから、恐らくあの桜並木は半永久的にあんな形をとどめるのではないか、そんな気もしてならないんですけれども、恐らく現在は冬枯れのような状態で葉も花も付いていません。それでさえにあのような形に見えるわけですから、もう少し経ちますと桜の花が咲いてきて花見の見物客が大勢来ると思いますけれども、あそこへ来る花見のお客さん方はがっかりするのではないかと、こんなふうにも

考えられますし、恐らく批判をされるであろうと、係の人たちはよく覚悟をしてあそこへ行っていただくようになるのではないか、そんな気もしてならないのですけれども、あの剪定をする場合に、やはり剪定をお願いする人、剪定をする人、また地域の人と三者が寄って相談の上で切ったのかな、そんなようなことを教えていただきたいんですけれども、私は少なくともそうすべきであろうと、そんなふうに考えているのですけれども、理事者のお考えはどんなふうになっているのかひとつお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、スポーツ選手の他市等への派遣について、選手の搬送についてというタイトルになっておりますが、何せ私が通告にまいりましたのが締切りの時間二十分前ぐらいでございましたので、そのタイトルもあまり考えている時間がございませんでしたので、とりあえずスポーツ選手という形でうたってありますけれども、これはスポーツ選手のみでなくて、ほかにも広い範囲で通用することでございますので、そのつもりでお聞きいただければ幸いに存ずるわけでございます。

そこで、とりあえずスポーツ選手という形で申し上げますと、都大会であります とか、また都下大会に選手を派遣するわけでございますけれども、何種目かにわたって選手を派遣するわけでございますから、会場もそれぞれ異なってくるわけでございまして、そのたびに市のバスを使ったり、あるいはレンタカーなどを用意していただいているわけでございます。そこで、二十五人乗りか三十人乗りぐらいのマイクロバスが一台あればすごく重宝であります。多くの団体の皆さんも市民の方々もそれを望んでおるようでございます。また、それが一番効率的に考えられるわけでございますが、現在、ワゴン車も二台ありますし、そして、ワゴン車でよく搬送もしていただいておりますけれども、ワゴン車二台ですと運転手さんも二人いるわけでございます。また、二台のワゴン車よりはそういったマイクロバスの方が燃料的にも経済的ではなかろうかと、こんな気もしてならないんですけれども、理事者の方々はどうお考えになっているか、それ以上よきお考えでもあればお聞かせいただきたいと思います。

以上で私の登壇での質問といたします。

（市長　石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君）　井上議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

雨水排水についてでございますが、この加美地区の雨水排水につきましては、大変地域の方々に長期にわたり御迷惑をおかけいたしておりまして、まことに申し訳なく思っております。とりわけ、わかぎり会館周辺につきましては、都市下水路への流入に対し都市下水路の水量が過大なために流水が円滑に行き難いことと合わせて、加美立体交差方向からの流入を現在のところ受け持っておりますので、なおさら雨水排水の取り込みが悪い状況となっております。

御指摘の四小正門前の市道一一九四号線の改良工事につきましては、平成四年度二百六十五メートルほどを行いたいと考えております。工事内容といたしましては、部分的になりますが、一・五メートルぐらいの歩道及び歩車道を分離のガードレールの根本三十センチ幅ぐらいに連続した植栽、さらに歩道の改良を行い、うるおいのある道路としたいと考えております。

次に、御指摘の福生一二四三番地先の市道一二五一号線の路盤を高くしたらとの御質問でございますが、この道路状況は都道の路盤高から比べ相当低く、現在のところ雨水が滞留する状態にあります。したがいまして、やむなく雨水浸透槽にて対応しているところであります。道路地盤自体を上げることは雨水対策の一つの方法としては考えられることでありますが、この場所につきましては既に家屋が連たんしており、その一部は土台が上げてありますが、道路地盤を上げた場合を想定いたしますと、宅地の地盤との整合性の面からは全体的には大変困難であると思われます。しかし、今後の雨水排水計画との関連もありますので、調査をしてみたいと存じます。この雨水計画は都道経由で処理することと決定しておりまして、既に一部都道へ雨水管を埋設しておりますので、まだまだ時間はかかりますが、よろしく御理解のほどお願いをいたしたいと存じます。

次に、屋外体育館施設並びにスポーツ選手の他市への派遣、この二点につきましては教育委員会より答弁いたさせますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

そしてまた、次の樹木の管理について、桜堤等の樹木の剪定について御答弁申し上げます。堤の桜の管

理につきましては、従来、台風の影響やトラックにより枝を折られた場合であるとか、子供などが木により登り折れた場合など、その時々の状況により高齢者事業団にお願いして対応してまいりました。このような関係から、今日まで大々的な桜の剪定をしてまいりませんでした。したがいまして、道路部分に伸びた枝が道路の反対側の住宅地に一メートル以上もかかるなど、沿道住民から日照や通風の問題、落葉やアメリカシロヒトリの問題等で数年前から苦情や剪定の要望がされていたものではございます。さらに、道路上に枝がかぶりました関係から、消防署から緊急時にはハシゴ車やポンプ車が通れないなどの不都合であるとの点、または東電からは電線に桜の枝が支障となり、大変危険であるとの指摘もされておりました。市といたしましても、桜まつりを実施している関係から、道路上の枝を切ることは花のトンネルがなくなってしまうことでもあり、私といたしましてもはなはだ残念なことと存じております。ただ、防災上の観点、特に先ほど申し上げましたように、沿道の住民の意向に沿って業者に委託し、剪定してしまった次第でございます。大変申し訳ございませんが、ぜひ御理解のほどをお願いができればと思います。

以上で井上議員さんからの御質問に対しましての答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君）　それでは、井上議員さんの屋外体育施設についての一点目、市営野球場についての御答弁申し上げます。

夏の高校野球西東京都大会会場として使用開始以来ことしで足かけ十二年目となりますが、実は、本年の市営野球場の使用につきましては、利用を遠慮したい旨、二月二十五日付けで東京都高等学校野球連名会長名で通知を受けている経過がただいまございますいては、従来から整理員を配置し、周辺の安全を図るように指導してきたところでございますが、もし仮に本年もまた同様の状態が予想される場合にはさらに整理員を増員し、居住者の車の出入りや一般車両の往来等に支障を来すことのないように関係者――これはつまり都の高野連でございますが――関係者に要請をしておきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、二点目の市営野球場競技場について御答弁を申し上げます。御質問は冬場の使用とその内容等についての配慮が必要であろうという御意見かと存じます。クレイの――つまり泥――の競技場ですので、

降雨、降雪後の使用についての判断は管理人のいない施設につきましては管理人が、管理人のいない施設につきましては担当の係が対応してきており、今日まで特段のトラブルもなく使用されてまいりました。

○さて、御指摘の今回の市営競技場におけるドッグショーにつきましては、いささか管理上遺漏の点がありましたことをおわび申し上げたいと思います。いずれにいたしましたも、それぞれの体育施設の維持管理につきましては、でき得る範囲の中で進めてきておりますが、御意見のように使用目的、内容等を今後は十分に見極めながら管理運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げ、御答弁とさせていただきます。ただ、御質問の中にありました、使用を一旦許可した場合には取り消せないのか等については、条例法規上の問題がありますので、のちほど次長から補足をいたさせます。

三点目、スポーツ選手の他市への派遣についての問題ですが、スポーツ大会等につきましては、都民体育大会、東京都市町村体育大会、西多摩地域広域行政圏体育大会等でございますが、市を代表し、出場する際の選手、役員等の派遣には、特に使用予定が入っている場合を除き今日まで市のバスおよびワゴン車等を有効に使用してまいりました。また、バス等の使用予定がある場合には福生市体育協会が借り上げるバス等を交通機関として用意し、関係選手、役員の搬送を行ってきているところでございます。今後もこのような方法で有効に活用でき得るよう、担当課と連携を取りながら進めたいと考えております。

なお、今年度予定の大会行事での使用については担当課へお願いしてあるところであります。

以上で御答弁とさせていただきます。

○教育次長（矢崎茂夫君）　それでは、使用を許可したのちに取り消しができるのかということにつきまして、教育長の補足答弁をさせていただきたいと思います。

福生市の体育施設条例というものがございまして、その中で使用の許可、あるいは使用の制限というのがございます。あらかじめ使用を許可した場合であっても、のちに使用の制限というのがございますけれども、例えば公益を害し、または秩序を乱す恐れがあるとか、あるいは体育施設、または付属する設備を損傷する恐れがある、あるいは教育委員会が不適当と認めた場合と、こういったもの、あるいは教育委員会が不適当と認めた場合と、こういった使用の許可をしてはならない制限規程がございます。したがいまして、

一旦手続きを終わったあとでも、許可をしたあとでもこういった問題がのちほどわかったとか、あるいは申請に虚偽があったとか、そういうような場合には教育委員会としては取り消すということができるわけです。

また、普通に許可をしてあって、当日使用上支障がある、例えば悪天候だとか、そういった場合についてはそのままそういった体育施設を使用しますと競技場が大変に傷むとか、そういった場合については管理人、あるいは社会体育の方の判断によりまして御遠慮をいただく場合もありますので、そういうことがあるということを御答弁申し上げたいと思います。

○十七番（井上寅吉君）　いろいろ御答弁いただきましたが、自席から再質問をさせていただきます。

市道一一九四号線につきましては、現在、側溝がないわけですね。そして、道路の下、一メートルちょっと下がったところに直径三十センチぐらいありますか――のフィルム管が通っておりまして、ところどころに一メートル真四角ぐらいのアングルでできている――網と言うのでしょうか、何と言うのですか、あれが置いてあるわけですけれども、今後道路を修理するのにあの下水の枡はどうなるのか、その辺のところももう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、一二四三番地から一二一一番地にかけての道路ですが、大変あれを盛土して高くするのには難しいということでございますが、それでは、現在あそこに掘っていただいてありますところの浸透槽ですか、あの浸透槽につきましては、定期的にヘドロを汲み取っていただいているのか、それともときおりチェックをして、溜まりぐあいによってそのヘドロを汲み取っていただいているのか、その辺のところと、それから問題の雨水全般にわたっての都市下水路が完成すれば、恐らくこの問題も自然に解決してくるわけでございますので、前にも何回もその都市下水路につきましては質問をして、いろいろと御配慮いただいておりますけれども、現在の工事の進行状況とでも言いますか、進みぐあい、その辺のところをわかる範囲で結構ですからお知らせいただければ幸いと存じます。

また、二点目の市営野球場につきましては、今年度は高校野球の予選は行われない、そのようなことを伺ったわけでありますけれども、ただ、質問があって適当に答弁をしておいたおかげで四年間何もしない

でほっておいたらやる必要がなくなったのだと、今度またこういう質問が出たら、適当に扱っておけばいいだろうというような安易な気持ちになられては絶対困るわけでございます。それと、ましてあの高校野球に変わる何かの大会があそこの競技場で持たれないとも限らないわけでございますから、もしそういったときにも同じようなことが言えると思います。そこで、年間を通してあそこへフェンス等をつくるのは難しいかも知れませんけれども、布でできた幕あたりをつくって、そこに小学生か中学生に壁画的なものを書いていただいてそういったときだけに張る、また、あるいは新奥多摩街道が羽村の方でどんどんどんどん工事が進んでおりますけれども、羽村の地域ではあそこの両端に並木を植えまして、そこに霜よけか何かわかりませんけれども、黒の細かいナイロンのネットをかけてあります。あのようなネットを幅二メートルぐらいでそういったときだけ張れるように用意をしていくというようなことをしたらどうかと、私、素人考えでこんなふうにも考えられるところでありますけれども、その辺につきましてももう一回どのようなお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、市営競技場につきましては、何か聞くところによりますと、ここで土の入れ換えの工事ですか、そういったことが行われるような話を聞いておりますけれども、ぜひ一つ、同じやるならばテニスコートの全天候のような形のもので、天候に左右されずに一年を通して使用させていただけるような競技場につくり変えていただければ幸いに思うところでありますけれども、どのような工事を予定されているのか、その辺につきましてももう一度御答弁をお願いしたいと存じます。

次に、桜の剪定でございますが、あそこの反対側に福生団地があるのをご存じだと思いますけれども、同じ桜が邪魔になって切るということであれば、当然福生団地側にも桜が植わっておりまして、道路の方に枝が伸びております。双方を剪定してしかるべきであろうというふうに考えるのでありますけれども、福生団地の方の桜につきましては全然手を入れた形跡が見られません。そこでお尋ねいたしたいのですけれども、あれは邪魔にならなかったから切らないという理屈は通らないと思います。そこで、もちろん福生団地の敷地内でありますから、公団の財産でありますので、市としては手を付けられないということで切らなかったのか、その辺を知っておきたいと思いますが、その辺につきましてわかりましたら御答弁を

いただきたいと思います。

最後に、マイクロバスの購入の件でございますけれども、冒頭にもおことわり申し上げましたとおり、多目的というお考えをいただくならば、ただ単に教育委員会のみでなくて、ほかの部署にも恐らく通用する問題だと、こんなふうにも考えられますので、ほかの部あたりではどのようにお考えになっているか、その辺のところを御答弁をいただきたいと思います。

○議長（赤星行人君）　三時二十分まで休憩をいたします。よろしくお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　三時　九分　休憩

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　三時二十分　開議

○議長（赤星行人君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（小野光朗君）　それでは、井上議員さんの御質問につきましての雨水排水について御答弁申し上げます。

まず一点目でございますが、一一九四号線につきましては、御指摘のとおりU字溝がないわけでございます。それで、現在枡がありますので、それを通じまして都市下水路へつなげるという方向のもとでもってこの雨水処理をしていきたいと思います。

それから、あと二点目でございますけれども、浸透槽については年に一回調査をいたしまして、それでもって随時必要なところを直しているわけでございます。あるいはまた必要なものについては、特にここは浸透ができないようなところについては、なお随時清掃をしているわけでございますけれども、御指摘の場所につきましては、浸透槽は必要に応じて現場を見まして掃除をしていくという状況でございます。

それから、三点目に都市雨水の関係、雨水排水のことでございますけれども、都市下水路につきましては、現在の都市下水路は既に非常に都市化していて飲み切れないという状況がありまして、今、御承知のとおり東京都と三市でいろいろと検討を加えている段階でございますが、それとは別に本町地区の排水区域のあの一帯でございますけれども、あれにつきましては平成元年に中福生の交番から中福生通りに出ま

して、新橋に出まして、現在宿橋のところまでやっております。それが平成五年ごろまでに神明社のところ、法務局通りでございますけれども、あの中間までまいりまして、その段階の中で、その後でございますけれども、あの地域の取り込みを考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。しばらく御辛抱いただきたいと思います。

○教育次長（矢崎茂夫君）　屋外体育施設の一点目の、市営野球場の関係でございますけれども、ただいま、井上議員さんから新たな幕張り、あるいは強いネット、そういった面の御提案をいただきましたけれども、いずれにしましても、あそこの道路の整理の問題でございますので、整理員を配置するとかいろいろ方法もあろうかと思いますけれども、最良の方法を検討してみたいというふうに考えております。

それから、市営競技場の工事の関係でございます。市営競技場、一万五千五百平方メートルでございますけれども、一旦あの表層を五センチ程度掘り起こしまして、あらきだ舗装にしていきたいとというふうに考えております。井上議員さん、全天候型という御提案もございますけれども、陸上競技、あるいは少年サッカー等もかなり利用しているという関係もございますので、そういった面ではクレイのグランドの方がいいのかなというふうに、現在では考えているところでございますけれども、その辺で御理解をいただければというふうに思います。

○市民部長（岩崎好亮君）　桜の木のことでございますが、切ってしまってからの反省ということでありまして申し訳ないような気がします。一律につめてしまったというようなことで、その木に見合った枝を例えば切るとか、三本に二本切るとか、枝をつめるというふうにしていけばよかったのかなというふうに思っているところでございます。

団地の桜はどうしたのかということでございますが、団地の場合は団地の桜の木でございますので、私の方ではそこにつきましては手を付けなかったわけであります。以上です。

○総務部長（森田　進君）　バスの購入の関係でございますが、全体の問題と、そういうことでございますので、私の方から一応答弁をさせていただきます。

現在ございますバスは四十二人乗りバスでございますけれども、おかげさまで毎年、毎年その活用につ

いてはかなり広い範囲で活用いただいております。それなりの実績を上げているわけでございます。御指摘の二十人ないし三十人程度のバスと、そういうふうなバス――十名以内の乗物については一種免許での運転が可能なわけでございますけれども、十人を超えると二種の免許を持ってないと運行ができないと、そういう問題がございます。したがいまして、バスを購入するという形になりますと、当然それに連れている問題といたしまして職員の雇用、そういうふうな問題にも発展するわけでございます。まだ私どもの方で教育委員会、あるいは特に現在利用が多いのは福祉の関係だと思いますけれども、そういった利用の実態等も調べてございませんけれども、今のバスの購入という問題につきましては、今のような点を含めまして検討はさせてもらいますけれども、現在のような借り上げという問題と合わせて検討すると、そういうふうな形で御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○十七番（井上寅吉君）　いろいろ御答弁いただきましたけれども、自席から再質問させていただきます。

先ほど、市道一一九四号線につきましては、市長の答弁で平成四年に二百六十五メートルやっていただけるというお話でございましたけれども、あれは全長で大体四百メートル前後だと思うのですけれども、残った部分についてはやっていただけるのか、やっていただけるとすればいつごろなのか、同じ道路であって、区切りを付けまして、ここからここまではがやるとか、ここからここまではがやらないということになりますと、どうしてもやっていただいた方の人は気分がいいのですけれども、やっていただけなかった方の方からはいろいろ言われるわけですけれども、直接地域に住んでいる我々は特にそういったことが言われるというふうに予想されるのです。どうかひとつ一日も早く全面をやっていただけるように、ぜひひとつ御努力をお願いしておきたいと思います。なお、この問題は要望にとどめておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、雨水問題につきましては、いずれにしても、御努力されていただいているようでございますので、いずれの方法にいたしましても、地域の方々が早期解決というものを望んでいるわけでございますので、一日も早い解決に向かってなお一層の御努力をお願いするように要望申し上げまして、この件は終

わりたいと思います。

次に、市営野球場につきましても、市民の皆さん、お役所仕事は何かが起こらなければやらないのだというふうなことを言われることが多いわけでございますから、そういった事態が起きてからでは遅いわけでございます。転ばぬ先の杖という言葉もございますをいたしたいと思います。そういった形の中で一日も早い対応をぜひお願いいたしたいと思います。

次に、市営競技場につきましても、よき方向に生まれ変わるというふうなお話でございますが、今まで係の方々は大変御苦労されてきているようです。ローラー等もかけていただいているようですけれども、そのローラーにつきましては手引きのものなのか、あるいはエンジンの付いた形のものなのか、その辺のところについてもお尋ねしたいと思います。なお、エンジンの付いているものということであるならば、気軽に免許のいかんに問わずどなたでも運転できて、我々でもお借りして後片付けができ、あとの手入れができ、お手伝いができるようなことになるのかどうか、その辺について、もう一度お尋ねをいたしたいと存じます。

次に、桜並木につきましては、緑は大切に、そう言っている中であれではおそまつ極まりないわけでございます。どうかひとつああいうことがないように、御指摘を頂戴しました。あの地域は何年か前まで多摩川と秋川の合流点から上流に向かって何百メートルですか、たしか永田橋までだったというふうに記憶をしているのですけれども、特別鳥獣保護区に指定をされました。特別鳥獣保護区に指定されるとどのようなことになるかと言うと、鳥獣の保護はもちろんでありますけれども、その中に生えているいかなる木でも伐採した場合には三十万円以下の罰金、また、犬を放してその場で運動をした場合には二十万円以下の罰金、また、カメラを持ってむやみに鳥獣を撮影した場合には十万円以下の罰金という法律があるわけです。この法律は最近野鳥がふえまして、せっかく放流した鮎等も食べられてしまうということから解除されたようでございますけれども、地主とてもむやみに当時は木を切ることはできなかったのですね、当時は。それほど木というものは大事にしろというふうになっているわけでございます。

そこで、今後ぜひああいった伐採とし等をされる場合には十分過ぎるほど十分に検討されて、慎重に運

んでいただきたいと、このように考えまして、お願いを申し上げまして、この件も要望しておきたいと思います。

次に、マイクロバスにつきまして、先ほど御答弁いただいて、購入につきましては運転手やいろいろの面で難しい点が多いということでございますが、そういった面からいきましても、どうかひとつどのようにしたら市民の皆さんにサービスが行き届くか、また、経済面におきましても、市側としてもどのような形をとったら市民の皆さんに納得していただけて、経済的にもよくなるのか、その辺のところを十分検討されて対処していただきたいというふうに、これは要望申し上げておきます。

○教育次長（矢崎茂夫君）　市営競技場等を整備するものでございますけれども、これは人が乗ることができるスポーツトラクターというものでございます。アタッチメントが付いておりまして、ローラー、あるいはブラシがそれぞれ交換できるという形のものでございまして、それを運転することによって自動的に整備ができるというものでございます。以上でございます。

○十七番（井上寅吉君）　最後ですので要望だけさせていただきたいと思いますが、いろいろと御答弁いただきましてありがとうございました。

競技場につきましては、使用後には一応チェックをして、余りひどい場合には整備費とか何とか名目を付けまして超過料金もいただいたらどうか、こんなふうにも考えられますので、そのような制度をぜひつくっていただきまして、そしてまた、御苦労されている職員や関係者の方々に特殊作業手当でも出していただけたらと、こんなふうにも考えるわけでございます。そして、なるべくそういった関係者の方々に負担のかからないようなやり方を今後考えていっていただきたいと、こんなふうに要望を申し上げ、最後にいろいろと御苦労されている皆さん方に、再度御苦労さまでしたとお礼を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤星行人君）　以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は三月六日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後　三時　三十七分　延会

第三日目（三月六日）